

## マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	大阪本店
拠点所在地	大阪府大阪市西区新町1-4-26 四ツ橋グランドビル2F

令和5年6月1日現在

派遣労働者数	派遣先事業者数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷① ※注1
331	110	15,079	11,393	24.4%

※注1: マージン率とは

派遣先より株式会社PALに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額が「マージン」であり、これを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」と言います。

### 2. 教育訓練に関する事項

ビジネスマナー教育、作業スキル向上研修、  
コンプライアンス基礎研修、コミュニケーション基礎研修

### 3. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
当該労使協定の有効期間の終期	令和6年3月31日

締結していない